

# 次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務について

株式会社 広島建築住宅センター

次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務を下記のように行いますので、よろしくお願ひします。

## 1 業務の内容

証明依頼された住宅が、次世代住宅ポイント対象住宅判定基準【業務要領による】に適合していると認める場合、「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」を発行します。

- ・業務規程
- ・業務約款
- ・業務要領

## 2 業務区域 広島県内全域

## 3 対象住宅のタイプ・期間要件 【業務要領による】

## 4 業務開始日 平成31年4月1日

## 5 料金は次世代住宅ポイント対象住宅証明発行業務に係る適合審査料金表によります。

## 6 申請書式（必要書類）

- ・次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書
- ・変更次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書
- ・設計内容説明書【適合証明業務（フラット35）等活用】

（参考：新築一戸建て 住宅金融支援機構フラット35サイトより）

- ・委任状

## 7 その他

「次世代住宅ポイント制度」については、国土交通省のHPを参照してください。

※お問い合わせは、

建築部の<sup>きつかわ</sup>吉川・<sup>とやま</sup>外山・<sup>ゆさ</sup>遊佐・<sup>やなぎだに</sup>柳谷・<sup>こうけ</sup>内田・小受まで（Tel 082-228-2220）